

食安発0930第1号
平成21年9月30日

各
〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕
殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

「対EU輸出ケーシングの取扱い要領」の一部改正について

対EU輸出ケーシングの取扱いについては、平成11年3月17日付け生衛発第412号厚生省生活衛生局長通知（平成17年5月16日最終改正）に基づき実施しているところですが、今般、同通知の別紙「対EU輸出ケーシングの取扱い要領」（以下「要領」という。）の一部を下記のように改正し、別紙のとおりとしたので、御了知の上、関係業者に対する周知及び指導方願うとともに、引き続き要領に基づく対応につき配慮願います。

記

- 1 「5. 認定後の事務（2）食品衛生監視員による施設の監視」に次を加えること。
エ 製造者より、施設等の基準の4.（表示基準）に規定するIDマークの届出を受けた際は、当該表示について厚生労働省医薬食品局食品安全部長へ報告すること。
- 2 別添「施設の構造設備及び衛生管理に関する基準」の一部を次のように改正すること。
(1) 3の(2)のA中「のANNEX Iに掲げられている国」を「で規定する「無

視できるBSEリスク国」」に改めること。

(2) 4を次のように改めること。

4. 表示基準

製品の表示及びその添付書類により検査の目的で、出荷施設の追跡が可能でなければならないこと。また、製造者は、施設が所在する国名及び施設の認定番号を記載した長円形のマーク（IDマーク）を梱包（カートン等）に貼付するか、梱包上に直接印刷すること。IDマークは、梱包の開封時に破れるように添付等すること。なお、IDマークは製品の輸出の前に都道府県知事等に届け出て承認を得ること。

3 「衛生証明書様式」に次を加えること。

10. Additional Certification

The animal casings described above are derived from animals that were born, continuously reared and slaughtered in the country or region with a negligible BSE risk and passed ante-mortem and post-mortem inspections.